

令和2年度 私立高校修学支援制度の概要

高等学校等就学支援金

生徒に対して、**授業料に充てる支援金を支給**し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。支援金は、学校が受け取り、授業料と相殺します。

○受給資格(全ての要件を満たすこと)

- 日本国内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒
- 保護者等の年収が910万円未満程度(両親がいる場合は合算)である生徒

○支給額

年収590万円未満 月 33,000円
年収590万円～910万円未満 月 9,900円

私立高等学校等学び直しへの支援金

高等学校等を**中途退学した者が再び学び直す場合の授業料負担軽減**のための制度です。支援金は、学校が受け取り、授業料と相殺します。

○受給資格 高等学校就学支援金と同じ

○支給額

年収590万円未満 月 24,750円
年収590万円～910万円未満 月 9,900円

青森県私立高等学校等就学支援費補助金

高等学校就学支援金の受給資格を有する生徒で、年収590万円以上710万円未満程度に該当する所得世帯の場合、**高等学校等就学支援金に上乗せして支給**する制度です。

○支給額

年収590万円～710万円未満 月 9,900円

高等学校就学支援金の受給資格を有する**新入生**に対して、**入学金に充てる支援金を支給**し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。支援金は、学校が受け取り、入学金と相殺します。

○支給額 年収270万円未満 年額 50,000円(上限額)

高等学校就学支援金の受給資格を有する生徒で、**保護者の離職など家計が急変した場合に県が上乗せして支給**する制度です。

※高等学校等就学支援金と青森県高等学校就学支援費補助金の合算相当額を支給

○支給額

年収見込額590万円未満 月 33,000円
年収見込額590万円～710万円未満 月 19,800円
年収見込額710万円～910万円未満 月 9,900円

高校生等奨学のための給付金

高等学校就学支援金の受給資格を有する生徒の教材費など**授業料以外の教育費負担を軽減**するため、高校生等の保護者等に給付金を給付する制度です。給付金は、原則、保護者等の預金口座に振込みされます。

※新入生に限り年額の1/4分について前倒しで受給することができます。

○受給資格(全ての要件を満たすこと)

- 保護者等が青森県内に住所を有していること。
- 基準日(7月1日)において生活保護法による生業扶助を受けていること、又は基準日の属する年度分の保護者等全員の地方税所得割が非課税であること。

※保護者の離職などで家計が急変した場合においても必要な要件を満たしていれば受給できます。

○支給額

生活保護世帯 年 52,600円
非課税世帯(第1子) 年 103,500円
非課税世帯(第2子以降) 年 138,000円

※受給資格要件を満たしている方のうち、非課税世帯において、オンライン学習に係る通信費負担が生じた場合に、その旨の誓約書を提出いただくことにより、年10,000円を上限として追加給付します。

青森県私立学校被災幼児生徒 授業料等減免補助金

東日本大震災等で**被災した世帯等の生徒の教育費について支援**する制度です。

○受給資格(以下のいずれかに該当すること)

- 住居が全壊または半壊したこと。
- 保護者等が離職・休職した、または事業の継続が困難となったことにより家計が急変したこと。

○支給額

授業料 月 31,000円
入学科 全額

※就学支援金等が支給されている場合はそれを除いた額